# 市町村合併に伴い

# 国民健康保険の税率が改正されました

【問合せ】保険年金課　33-4113 e-mail　hoken@city.yatsushiro.kumamoto.jp

## 国民健康保険制度の現状

国民健康保険事業は、事業運営の重要な財源である保険税収入が伸び悩む一方、医療費は年々増加し、その財政状況は、平成十二年度から五年連続で赤字になっています。

この現状をふまえて先日行われた、六市町村合併協議の中で、平成十七年度から均一３方式（所得割、均等割、平等割）による課税に統一を図り、各市町村から基金と繰越金を持ち寄り、大幅な税率の上昇にならないよう改正されることになりました。

| 基礎課税額（医療分） | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|
| 所得割率 | 11.5% | 11.7% |
| 均等割額（１人） | 29,500円 | 32,400円 |
| 平等割額（世帯） | 27,000円 | 33,000円 |

| 介護納付金課税額 | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|
| 所得割率 | 1.5% | 1.5% |
| 均等割額（１人） | 6,500円 | 7,100円 |
| 平等割額（世帯） | 4,400円 | 5,000円 |

※世帯内に介護保険の第二号被保険者（四十歳以上六十五歳未満の国保加入者）がいる場合は、基礎課税額（医療分）と併せて介護納付金課税額の納付が必要となります。

## 国民健康保険制度の今後の課題と対策

**◆滞納対策**

国民健康保険財源の基盤である保険税の確保は、負担の公平性からも重要であり、さらに滞納対策を強化します。

**◆医療費の適正化**

保健事業の見直しを積極的に行い、市民への啓発活動および健康づくりにつながるよう、事業の充実・拡大を図ります。

**◆税率の見直し**

国民健康保険財政状況の変化に迅速に対応し、その健全性を維持することができるよう、少なくとも三年に一度は税率の見直しを行います。

## 納付書は八月中旬に送付します

納税通知書は、世帯主宛に送付します。世帯主が国保加入者でない場合も納税義務者は世帯主になります。

## 八月（第五期）から本算定の額になります

第一～四期分の保険税は、平成十六年度の保険税を基礎に仮算定していましたが、平成十七年度課税所得が確定したため、今後の保険税（年税額）を本算定します（税率は新税率となります）。

本算定された年税額と、仮算定されていた年税額との差額は、第五期以降で調整しますので、調整後の金額で納めていただきます。

## 国民健康保険のルールを守りましょう

**◆国保へ加入しましょう**

国保への加入届が遅れると、原則として、医療費は全額自己負担となるうえ、最大三年間分の保険税が遡って請求されます。

**◆国保税をきちんと納めましょう**

滞納すると、保険証の有効期限を一カ月、二カ月、三カ月、六カ月後の短期に設定する場合があります。期限切れ後に受診すると、全額自己負担となります（期限が切れる前までに納税の相談・保険証の更新をしましょう）。

**◆滞納しないようにしましょう**

一年以上特別な事情もなく滞納すると、保険証の返還を求め、代わりに「被保険者資格証明書」を交付します。資格証明書をお持ちの人は、医療機関での負担割合は十割となり、後日、保険年金課窓口で、七割分の還付請求を受け付けますが、そのとき、七割分から納税をお願いすることになります。